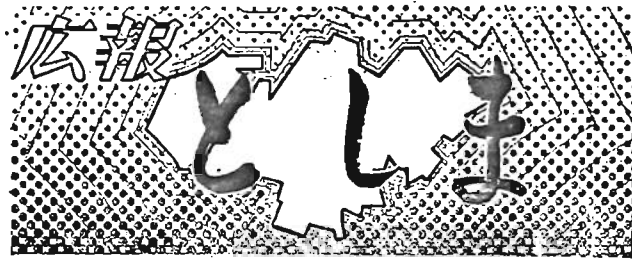


# 選挙特集号

監修 豊島区選挙管理委員会事務局

編集 区民部区民課広報係

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋1-18-1 ☎(961)1111



**“お願い”**

12月27日(土)は総選挙の投票日に当たります。区役所職員が大部分が投票事務に従事しますので、職場に残る職員が大変少なくなります。

このため窓口の仕事が混雑し、ご迷惑をおかけすることがあるかと存じます。区役所または出張所に用のある方は、できるだけ前日までに済ませるよう、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 総選挙だひらこう70年日本



### 衆議院議員選挙 (東京都第五区)

#### 投票日 12月27日(土)

#### 投票時間: 午前7時~午後6時

総選挙の執行期日が12月7日に公示され、日本中が選挙一色に塗り替えられたような激しい選挙運動が展開されています。

今度こそ、文字どおり、明るく正しい選挙が実現できるように候補者やその運動員はもちろんのこと、一般有権者も法律をよく守り、豊島区民から一人の選挙違反者も出さないようにしたいものです。

自分ひとりぐらいなどという考えを捨てて、よい政治、住みよい社会を築くため、来る12月27日の投票日には、決然と投票しましょう。

#### 選挙人名簿登録者

豊島区の名簿登録者は、つきの方に限られています。

①昭和24年12月28日以前に生まれた方

②本年9月6日以前より住んでいて住民基本台帳(9月6日以前より)に記録されている方

従って昭和24年12月29日以後に生まれた方は今回の総選挙には投票することができません。

また、本年9月7日以後、本区に転入された方は、

は、もとの住所地(選挙人名簿に登録されているところ)で不在者投票等ができます。変更しないで、ぜひあなたの一票を行使してください。

なお、本年7月20日から、選挙人名簿への登録は、選挙管理委員会が住民基本台帳から自動的に行うことになったので、従来のように特に選挙人名簿の登録

#### 不在者投票

☆不在者投票のできる方

①: やむをえない仕事などで、出張等のほか職務に従事しているため投票所に来られない方。

②: やむをえない用事、事故のため、または旅行中等で投票所に来られない方。

③: 出産、手術、不具合などで、投票日に歩行が大へん困難と見込まれる方。

④: 住所移転のため、選挙人名簿に登録されている区市町村外で居住中の方など。

☆不在者投票の証明書

以上のような理由で、投票する場合でも「不在者投票事由該当証明書」が必要で、証明書は原則として、つきの方が発行したものに限り、

①: 仕事の関係(社長などの所属長)

②: 用事で旅行(現住地または滞在地の区市町村長)

③: 出産、病氣(医師または助産婦、母子手帳、身体障害者手帳)

④: 住所移転(現住地の区市町村長)

証明書用紙は、選挙管理委員

投票所整理券は12月14日頃、郵便でお送りする予定です。

紛失した場合や何かの間違いで入場券が届かなかったときも選挙人名簿に登録されていれば投票できますから、投票所の係員に申し出て下さい。

文字を知らない方や体の故障などで字の書けない方は、本人が投票所の係員に申し出てくだ

会や区役所の出張所などに用意されています。

なお区役所などで、証明書の交付を受ける場合は、ハンコをお持ちください。手数料はいりません。

☆不在者投票の方法

つき二つの方法があります

①: 証明書を持って選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会について、直接その場で、不在者投票をします。

②: 証明書を同封して、郵便で選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に投票用紙などを請求します。返送料不要請求を受けた選挙管理委員会では、つき川紙をお送りします。

投票用紙(自宅などで印刷しますと無効になります)からご注意ください。

不在者投票用封筒(二種類)

不在者投票証明書のはいった封筒(開封は絶対しないでください、開封すると投票できなくなります)

以上の投票用紙を受けた方は、居住地または旅行先、滞在中などの選挙管理委員会に本人が対向して不在者投票をしてください。この場合、事務的に日数がかかりますので、できるだけ、代って書いてもらうことができます。法律により絶対秘密が守られていますから、安心してお申し出ください。不在者投票の場合もできます。

百人のため、点字投票をしようとする場合は投票所の係員に申し出て下さい。不在者投票の点字投票も同じです。

投票所で整理券と引きかえに

けお早く証明書を貰って請求してください。

いずれの場合も選挙人名簿に登録されているところの選挙区の候補者に投票することになります。

☆不在者投票期間

衆議院議員選挙

12月7日(日)同26日まで

最高裁判所裁判官国民審査

12月17日(日)同26日まで

土・日曜日に関係なく、毎日午前8時30分から午後5時まで、

本年9月7日以後、豊島区に転入された方が12月27日の投票日にもとの住所(選挙人名簿に登録されているところ)の投票所について投票する場合は、一般の投票ですから、証明書はいりません。

また投票所の整理券がなくても係員に申し出て投票することができます。

☆指定病院に入院の方

指定病院に入院中の歩行困難な方は、院長に申し出れば、院長が投票用紙などを代理で請求してくれます。

投票用紙が送られてきたときは、院長の指定する場所で投票してください。

重病などの方はベッドでも投票できます。

衆議院議員選挙と国民審査の投票用紙を同時にお渡しします。

投票記載所で書き終えたら、それぞれ別の投票箱に入れてください。

色別は ▽総選挙: うす青色

▽国民審査: うす赤色

総選挙の公報と国民審査の公報は同時に12月18日前後から25日までの間にお配りします。よく読んであなたの輝く一票を最大限に生かしましょう。

# あなたの投票所はここです

投票所の区域は、本年7月に行われた都議会議員選挙と同じで、現在の地番を基準にして設けられていますので、来年1月1日に実施になります上池袋と巣鴨地区の住居表示区域の有権者の方は、とくにご注意ください。

投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域
1	豊島会館	池袋1丁目1～3丁目 袋袋1丁目2丁目3丁目	13	文成小学校	池袋本町3～4丁目 全	27	椎名町小学校	南長崎3丁目4丁目5丁目6丁目 目目目目
2	駒込小学校	駒込1～7丁目 全	14	池袋第一小学校	池袋7～8丁目 全	28	長崎小学校	南長崎3丁目4丁目5丁目6丁目 目目目目
3	仰高小高小	奥町1～3丁目 全	15	大明小学校	池袋2～3丁目 全	29	大小小学校	長崎5～6丁目 早早早早
4	清和小学校	奥町4～5丁目 北北北北	16	池袋第三小学校	西池袋3丁目5丁目 池袋1丁目4丁目	30	千早小学校	長崎早町4丁目3丁目 早早早早
5	巣鴨小学校	南大塚1～2丁目 全	17	池袋第五小学校	池袋1丁目4丁目 池袋1丁目4丁目	31	平和小学校	千早町2丁目 全
6	西小栗学	西北池袋3丁目 北北北北	18	高田小学校	雑司が谷1～2丁目 全	32	栗小	千早町1丁目2丁目 早早早早
7	朝日小学校	西巣鴨4丁目 全	19	雑司が谷中	南池袋1丁目3丁目 雑司が谷3丁目	33	千中	要町1丁目1丁目 高高高高
8	大小塚学	東池袋3丁目4丁目 池袋4丁目5丁目	20	日小	南池袋2丁目4丁目 池袋2丁目4丁目	34	高松小	高松2～3丁目 全
9	西中栗学	東池袋2丁目3丁目 南池袋3丁目	21	高南小学校	高田1～2丁目 全	35	千川	栗千町3丁目 栗千町1～2丁目
10	豊小	西池袋2丁目3丁目 北北北北	22	高田中	高田1丁目3丁目 白田1丁目3丁目	36	芝浦工大	西池袋1～2丁目 全
11	豊島幼稚園	池袋1丁目 池袋1丁目	23	日白小	日白2～3丁目 全	37	道和中	西池袋4丁目 全
12	池袋第二小学校	池袋本町1～2丁目 全	24	真和中学	日白4～5丁目 全			
			25	長崎小	長崎1～3丁目 全			
			26	富士見台小	南長崎1～2丁目 全			

## この機会に出かけよう

### 立会演説会

みなさんが直接候補者の政見や主張を聞く機会をもっていたため、つぎにより立会演説会を開きます。  
なお、今回からテレビによる政見放送が行われますので、前回より立会演説会の回数が少くなりました。

①参加候補者が12人以下の場合は一班編成で、日程はつぎのとおりです。

開催日	時間	会場
12月15日(月)	午後6時30分	豊島公会堂
12月19日(金)		区立平和小学校
12月23日(火)		区立清和小学校

②参加候補者が13人以上の場合は二班編成となります。したがって前記①は一班となり第二班の演説会は、つぎの日程で行われます。

開催日	時間	会場
12月17日(水)	午後6時20分	区立清和小学校
12月21日(日)	午後6時30分	豊島公会堂
12月25日(木)	午後6時30分	区立平和小学校

なお、候補者の別はくじで定められます。

### 最高裁判所

#### 裁判官国民審査

総選挙と同時に、最高裁判所裁判官の国民審査が行われます。審査の投票用紙につき、四名の名前が印刷されています。やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上下(X)を印してください。

やめさせなくてよいと思う裁判官については何も書かないでください。X印以外を書くと無効になります。

- 松本 正雄
- 飯村 茂美
- 村上 朝一
- 関根 小郷

### 選挙人名簿制度

選挙権のある方をあらかじめ登録しておいて、選挙のとき投票所で照合して、選挙の公正をはかるためにつくられる名簿で選挙権があってもこの名簿にのっていないと投票ができません。名簿に登録される方

日本国民で、年齢満20歳以上であり、3カ月以上、同一市区町村内に住所がある方となります。この登録は、既に有効に選挙人名簿に登録されている方を除いて、毎年9月1日現在で住民基本台帳に転入手続を済まして3カ月以上経っている方につき住民基本台帳に基づいて選挙管理委員会が自動的に9月10日に定時登録を行います。また選挙の行われる日に基準日を定めて、選挙時登録が行われます。従って住所が変わった方は必ず選挙人名簿の届出を早くとらしていただきます。なお、選挙人名簿の総覧期間は、定時登録の場合、9月11日～15日まで、選挙時登録については別に定める期間行われます。

### 選挙運動用自動車

選挙管理委員会が交付する表示物をつけた乗用車一台に限られます。オープンカーや宣伝カーは使用できません。

### 選挙運動用ハガキ

選挙の表示された無料ハガキが二五〇〇枚使用できますが、これ以外の郵便物は選挙運動用に使えません。

### ご存知ですか！

候補者は、公営施設を使用する場合は開催二日前までに選挙管理委員会に届け出て、投票日前日までに個人演説会ができます。なお開催数の制限はなくなりましたが、開催中一定の大きさの証紙の貼った立札等(五箇以内)を掲示しなければなりません。

個別訪問は禁止されています。

### おまな選挙運動

問合もできませんが、同時に二箇所以上はできません。

午前7時から午後8時までの選挙運動用自動車から重呼できませんが、学校、病院、診療所の近くではご遠慮願います。

### 選挙運動用ハガキ

選挙の表示された無料ハガキが二五〇〇枚使用できますが、これ以外の郵便物は選挙運動用に使えません。

選挙運動の取組、新聞広告五回、テレビ放送についてはNHKおよび民放で各一回、ラジオ放送はNHKおよび民放で各二回、それぞれ5分間ほど放送されます。